

被災者の住まいの確保に係る支援措置一覧

	事業名	要件	事業内容	備考
1	災害救助法に基づく仮設住宅・応急修理	<p>(応急仮設住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者(運用上は、厳格な所得制限等は行っていない。) <p>(応急修理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 	<p>(応急仮設住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 規格：1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準 (2) 限度額：1戸当り2,385,000円以内 (3) 災害発生の日から20日以内着工 (4) 供与期間：2年以内 <p>(応急修理)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分 1世帯当り510,000円以内 (2) 災害発生の日から1カ月以内に完了 	<p>(応急仮設住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟県中越地震においては、3,460戸を建設、入居完了(平成16年12月18日) <p>(応急修理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟県中越地震においては、 (1) 1世帯当りの限度額を600,000円以内 (2) 支援法と同様の年収等要件等の弾力的な取扱いを実施。
2	被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給	<p>(1) 対象自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害等 <p>(2) 支給対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊した世帯 住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した世帯 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続する世帯 住宅が半壊し、大規模な補修 	<p>(1) 生活関係経費(100万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常又は特別な生活に必要な物品購入費 住宅の移転費 など <p>(2) 居住関係経費(200万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去・整地費 ローン利子 家賃(50万円限度) など <p>(3) 長期避難世帯特例(70万円)</p> <p>(4) 申請期間は災害発生日から最長37月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浸水等による住宅被害の認定にかかる支援法の弾力的な運用等を実施。 支給対象となる家財道具等に関する細かな区分の廃止、概算払いができる限度額の拡大等の運用改善を実施。

		<p>を行わなければ居住できない世帯</p> <p>(3) 支給に係る年収等要件 年収500万円以下の世帯:300万円(複数世帯) 年収500万円以上800万円かつ世帯主の年齢が60歳以上:150万円(複数世帯) など</p>		
3	被災者に対する所得税の控除及び軽減免除	<p>(所得税法(雑損控除))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害によって、資産に損害を受けた者が対象。 <p>(災害減免法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による損害額(保険金などにより補填された部分を除く。)がその住宅又は家財の価額の10分の5以上であり、損害を受けた年分の所得金額の合計が1,000万円以下の者が対象。 	<p>(所得税法(雑損控除))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害によって、資産について損害を受けた場合、控除額は次のうちいずれが多いほうの金額。 $(\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$ $(\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5\text{万円}$ (注) 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない金額には、翌年以降3年間に繰り越して、各年の所得金額から控除することができる。 (注) $\text{差引損失額} = \text{損害金額} + \text{災害関連支出の金額} - \text{保険金などにより補填される金額}$ <p>・納税者により、災害減免法の適用又は雑損控除の適用を選択。</p> <p>(災害減免法)</p> <p>災害によって、住宅や家財に損害を受けた者で、損害を受けた年分の所得金額の合計が、 500万円以下のとき 所得税の全額、 750万円以下のとき 所得税の額の10分</p>	

			の5、 1,000万円以下のとき 所得税の額の10分の2.5、 を軽減免除。	
4	住宅金融公庫による災害復興融資	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる建物・土地： 〔新築家屋（建設）の場合〕 一戸あたり床面積 13 m²以上 175 m²以下 (り災家屋の住宅部分の床面積が175 m²超の場合は、その面積まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により滅失・損傷した家屋の復旧に必要な資金を貸し付ける。 貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 融資限度額：新築家屋（耐火、準耐火、木造耐久性あり、125 m²超）1,460万円 土地取得資金 770万円、整地資金 380万円の加算可能。 (2) 金利：2.00%（全期間） *通常3.19% (3) 償還期間：35年間以内 *元金据置期間：3年以内（償還期間外） 	<ul style="list-style-type: none"> (ダブルローン対策) 住宅金融公庫融資について返済方法の変更ができる。 返済金の払込み猶予(1年から3年) 猶予期間中の金利の引き下げ 0.5%から1.5%減) 返済期間の延長(1年から3年)
5	公営住宅法に基づく災害公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 対象災害： <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他異常な天然現象により滅失した住宅が、被災地全域で500戸以上、又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上 (2) 火災により滅失した住宅が、被災地全域で200戸以上、又は、一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 対象世帯： <ul style="list-style-type: none"> (1) 収入分位 40%以下(標準4人世帯、年間粗収入約610万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等する場合の特例制度 国の補助 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設費等 <ul style="list-style-type: none"> 直接建設又は買取の場合 3分の2 (激甚災害の場合 4分の3) 借り上げの場合 5分の2 (激甚災害の場合 4分の3) (2) 家賃対策(原則として20年間) <ul style="list-style-type: none"> 補助率 3分の2 (激甚災害の場合 当初5年間4分の3) 	

		以下) (2) 原則同居親族のある者 (3) 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者		
6	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	採択基準： (1) 傾斜度30%以上の(自然)がけ、高さ5m以上あること (2) 人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの (3) 一箇所の事業費が600万円以上のもの	・がけ崩れ危険箇所のうち、激甚な災害によってがけ地の崩壊等が発生している箇所で、市町村が緊急に施行するがけ崩れ防止工事 (1) 施行者：市町村 (2) 補助率：都道府県が市町村に事業費の2分の1を下らない率による補助をした場合に、その補助に要する経費を補助する。	
7	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく防災集団移転促進事業	・住宅団地の規模が10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数)の規模であること	・災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため当該地方公共団体に対し、事業費の一部の補助を行い、防災のための集団的移転事業の円滑な推進を図る。 (1) 事業主体：市町村 (特別な場合は都道府県) (2) 国の補助率 4分の3 (3) 補助対象経費： 住宅団地の用地取得及び造成に要する経費 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費	(最近の実施地区) ・北海道奥尻町(平成5年北海道南西沖地震災害) ・長崎県島原市(平成5年雲仙・普賢岳噴火災害) ・北海道虻田町(平成12年有珠山噴火災害) ・新潟県長岡市、川口町、小千谷市(平成16年新潟県中越地震) (新潟県中越地震に係る地域の特例) 移転先の住宅団地の要件

			<p>住宅団地の公共施設の整備に要する経費 移転促進区域内の農地等の買取に要する経費 住宅団地内の共同作業所等に要する経費 移転者の住宅の移転に対する補助に要する経費</p>	<p>を10戸以上から5戸以上に緩和、一般地域よりも高い補助基本額（「特殊土じょう地帯」と同等の措置）を摘要</p> <p>（参考：過疎対策事業債） ・過疎地域自立促進特別法による過疎市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて、集落等の移転、定住促進団地整備等のために取得又は造成する農地（譲渡を予定しているものを除く。宅地及び住宅についても同様。）宅地及び公共用地又は住宅並びに住宅に付帯する建設物等を整備する場合に過疎対策事業債の発行が認められ、後年度の元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される。</p>
8	がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>・対象区域： 建築基準法第39条第1項又は同法第40条にもとづく条例により建築が制限される区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された</p>	<p>・がけ地の崩壊等のおそれの高い区域において住宅の移転を行う者に対して、除却費等の補助を行う事業</p> <p>(1) 施工者：原則市町村 (2) 国の補助率：2分の1 (3) 国の補助対象経費 危険住宅の除却費</p>	

		<p>「土砂災害特別警戒区域」</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択要件： <ul style="list-style-type: none"> 既存不適格住宅 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅 	<p>危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する借入金利子に相当する費用</p>	
9	小規模住宅地区改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 地区要件： <ul style="list-style-type: none"> 不良住宅戸数が15戸以上かつ5割以上 	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業。具体的には、不良住宅の買収除却、公共施設、地区施設の整備、小規模改良住宅の建設など。 <p>(1) 施行者：地方公共団体</p> <p>(2) 国の補助内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 不良住宅の除却費 3分の1又は2分の1 公共施設等整備費 2分の1 改良住宅建設費 3分の2 改良住宅用地取得造成費 2分の1 一次収容施設設置費 3分の1 等 	